

沖縄県地域医療対策会議の概要

1 設置の趣旨

医療法第30条の14の規定※に基づき、将来の病床数の必要量を達成するための方策、その他沖縄県地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うほか、地域の保健医療体制の確保に必要とされる事項について協議するために開催

※医療法第30条の14

都道府県は、構想区域その他の当該都道府県の知事が適当と認める区域ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うものとする。

2 圏域別の開催

沖縄県地域医療対策会議（以下、会議）は、構想で設定された5圏域（北部、中部、南部、宮古、八重山）ごとに開催する。

3 協議事項

(1) 将来必要とされる医療提供体制及びその実現に向けて必要な取り組みに関すること。

圏域ごとに以下の事項等について協議する。

- ア 医療機能の役割分担と連携体制の構築
- イ 地域包括ケアシステムとの連携
- ウ 人材の確保・育成
- エ 地域住民への普及啓発・情報提供 等

(2) その他、保健医療の推進に関すること。

保健医療計画の改定、推進に関する意見聴取や、地域の保健医療体制の確保に必要とされる事項についての協議等

4 構成員

圏域ごとに以下の団体から依頼する。

- ① 医師会（地区医師会）
- ② 歯科医師会
- ③ 薬剤師会
- ④ 看護協会
- ⑤ 栄養士会
- ⑥ 医療機関
- ⑦ 市町村
- ⑧ 医療を受ける側（婦人会、社会福祉協議会、母子保健推進員、老人クラブ等）
- ⑨ 介護事業関係者（介護関係団体、介護事業者等）
- ⑩ その他の関係機関